

調布市告示第179号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号及び第6項の規定により，特定工程及び特定工程後の工程を次のように指定する。

平成19年5月18日

調布市長 長 友 貴 樹

1 中間検査を行う区域

調布市全域

2 中間検査を行う建築物の規模

1の建築物における新築，増築又は改築に係る部分の地階を除く階数が3以上のもの。ただし，工事の工程に法第7条の3第1項第1号に掲げる工程が含まれる建築物にあっては，延べ面積（増築又は改築後の建築物がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法により2以上の独立部分からなる場合は，当該増築又は改築に係る独立部分の延べ面積に限る。以下同じ。）が1万平方メートル以下のものを除く。

3 指定する特定工程

- (1) 延べ面積が1万平方メートル以下の建築物における次に掲げる工程。ただし，アからエまでに掲げる工程のうち2以上の工程が存する場合はいずれか早期のものとし，アからエまでのいずれかの工程を2以上に分けて施工する場合は2以上に分けた工程のうちいずれか早期のものとする。

ア 鉄骨造，鉄骨鉄筋コンクリート造その他これらに類する構造の建築物における1階の鉄骨その他の構造部材の建て方工事の工程

イ 鉄筋コンクリート造その他これに類する構造の建築物における2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事（当該工事を現場で行わないものは、2階の床版及びこれを支持するはりの取付工事）の工程

ウ 木造の建築物における屋根工事の工程

エ アからウまでに規定する構造以外の建築物における2階の床工事の工程

- (2) 延べ面積が1万平方メートルを超える建築物における、(1)に規定する工程（工事の工程に法第7条の3第1項第1号に掲げる工程が含まれる建築物にあっては、同号に掲げる工程）及び基礎に鉄筋を配置する工事（逆打ち工法（基礎に鉄筋を配置する工事よりも早期に床工事に着手する工法をいう。以下同じ。）による場合は当該床に鉄筋を配置する工事とし、基礎に鉄筋を配置する工事を2以上に分けて施工する場合は2以上に分けた工程のうちいずれか早期のものとする。）の工程

4 指定する特定工程後の工程

- (1) 延べ面積が1万平方メートル以下の建築物における次に掲げる工程。ただし、既存建築物の全部又は一部が存することのみの事由により建築基準関係規定に適合しない場合は、最上階の内装工事の工程とする。

ア 鉄骨造その他これに類する構造の建築物における2階の床版の取付工事、型枠工事その他これらに類する工事の工程

イ 鉄骨鉄筋コンクリート造その他これに類する構造の建築物における柱又ははりに鉄筋を配置する工事の工程

ウ 鉄筋コンクリート造その他これに類する構造の建築物における2階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事（当該工事を現場で行わないものは、2階の柱又は壁の取付工事）の工程

エ 木造の建築物における壁の外装工事又は内装工事の工程

オ アからエまでに規定する構造以外の建築物における 2 階の柱又は壁の取付工事の工程

- (2) 延べ面積が 1 万平方メートルを超える建築物における，(1) に規定する工程（工事の工程に法第 7 条の 3 第 1 項第 1 号に掲げる工程が含まれる建築物にあつては，建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 12 条に規定する工程）及び基礎に配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事（逆打ち工法による場合は当該床に配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事）の工程。ただし，既存建築物の全部又は一部が存することのみの事由により建築基準関係規定に適合しない場合は，最上階の内装工事の工程とする。

5 適用の除外

法第 68 条の 20 に規定する認証型式部材等である建築物又は法第 85 条の規定の適用を受ける建築物については，この告示の規定は適用しない。

附則（平成 19 年調布市告示第 179 号）

- 1 この告示は，平成 19 年 6 月 20 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この告示の規定は，施行日以後に法第 6 条第 1 項の規定により確認の申請書を提出する建築物，法第 6 条の 2 第 1 項に規定する確認を受けるための書類を提出する建築物及び法第 18 条第 2 項の規定により計画を通知する建築物について適用する。
- 3 この告示の施行日前に法第 6 条第 1 項の規定により確認の申請書を提出した建築物及び法第 6 条の 2 第 1 項に規定する確認を受けるための書類を提出した建築物に係る特定工程及び特定工程後の工程については，平成 16 年調布市告示第 323 号に定めるところによる。

附則（平成 20 年調布市告示第 318 号）

1 この告示は，平成20年8月8日から施行する。

2 この告示による改正後の平成19年調布市告示第179号の規定は，この告示の施行の日以後に建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により確認の申請書を提出する建築物，法第6条の2第1項に規定する確認を受けるための書類を提出する建築物及び法第18条第2項の規定により計画を通知する建築物について適用する。

附則（平成22年5月28日調布市告示第201号）

1 この告示は，平成22年5月28日から施行する。

附則（平成25年3月19日調布市告示第72号）

1 この告示は，平成25年4月1日から施行する。

2 この告示による改正後の平成19年調布市告示第179号の規定は，この告示の施行の日以後に建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により確認の申請書を提出する建築物，法第6条の2第1項に規定する確認を受けるための書類を提出する建築物及び法第18条第2項の規定により計画を通知する建築物について適用する。ただし，この告示の施行前に法第6条第1項の規定により確認の申請書を提出した建築物，法第6条の2第1項に規定する確認を受けるための書類を提出した建築物及び法第18条第2項の規定により計画を通知した建築物で，施行日以後に当該建築物の計画を変更するものを除く。

3 この告示の施行前に法第6条第1項の規定により確認の申請書を提出した建築物及び法第6条の2第1項に規定する確認を受けるための書類を提出した建築物に係る特定工程及び特定工程後の工程については，改正前の平成19年調布市告示第179号に定めるところによる。